



# 家畜共済

対象となる家畜 ▶

●乳用牛

●肉用牛

●種豚

## ・加入できる家畜

種類	乳牛の雌等	肉用牛等		豚
				
	①乳用成牛 ②乳用子牛等	①肥育用成牛 ②肥育用子牛	①その他肉用成牛 ②その他肉用子牛等	種豚

## ・対象となる事故

死亡、廃用や病気（牛の胎児及び肉豚を除く）、傷害、盗難などが対象です。

### ◆事故除外方式

火災、風水害、地震及び噴火等の自然災害、家畜伝染病予防法における「法定伝染病」及び「届出伝染病」による死廃事故に限定されますが、共済掛金の負担が軽減されます。

## ・共済責任（補償）期間

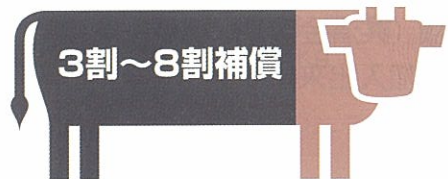
共済掛金納入の翌日から1年間です。

## ・共済金額（補償額）

個体ごとの評価額合計（共済価額）の3割から8割（付保割合）の間で選択できます。

## ・共済掛金

掛金の半分（豚は4割）は国が負担します。



## ・共済金（支払金額）

◆病傷 国が示した基準内であれば、診療限度までは加入家畜の全てについて、どの家畜が病気やケガをしても治療費は共済金でまかなわれます。ただし、給付基準以外は農家負担となります。

◆死亡・廃用 次のとおり算出されます。

$$(事故家畜の価額 - 皮肉等残存物、補償金) \times 共済金額 \div 共済価額$$

ただし、支払限度額を超えた場合は、超過部分について共済金支払いはありません。